

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱」（平成13年12月25日障第627号）（以下「要綱」という。）に関する取扱いについて規定するものとする。

(対象物品等)

第2条 対象となる物品等は、障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体が製造又は製作する物品及び役務（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築設計の請負に係るものは除く。）とし、概ね別表に掲げるものとする。

(認定及び登録申請)

第3条 要綱第3条に基づき登録を受けようとする特例子会社等は「特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録申請書」（別記第1号様式）を、在宅就業障害者は「在宅就業障害者登録申請書」（別記第2号様式）を、在宅就業支援団体は「在宅就業支援団体登録申請書」（別記第3号様式）を、商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。

2 要綱第4条に基づき認定を受けようとする障害者雇用努力企業は、「障害者雇用努力企業認定申請書」（別記第4号様式）を商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。

3 要綱第5条に基づき登録しようとする母子・父子福祉団体は、「母子・父子福祉団体登録申請書」（別記第5号様式）を健康福祉部子ども家庭課へ提出するものとする。

(申請書の提出)

第4条 名簿掲載を4月1日から希望する場合は同年2月15日までに、年度途中からの場合は希望する月の2カ月前までに、それぞれ申請書を提出するものとする。

(審査結果)

第5条 要綱第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項に基づいて審査した結果は、「障害者就労施設等登録（障害者雇用努力企業認定、母子・父子福祉団体登録）申請審査結果通知書」（別記第6号様式）により障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体へ通知するものとする。

(調達の公表手続き)

第6条 要綱第8条第1項の規定に基づいて年間における発注見通しを公表する場合は、前年度の調達結果、当該年度の調達見込等により策定する。

2 要綱第8条第2項の規定に基づいて契約の締結状況を公表する場合は、「契約締結状況一覧表」（別記第8号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第7条 要綱第3条から第5条までの規定により登録された障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体において、当該登録の内容に変更が生じたときは、「登録内容変更届（別記第7号様式）」により、第3条の規定により申請書を提出した

担当課へ遅滞なく届け出なければならない。

(実地調査等)

第8条 第5条で通知した障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体に対して、申請書に記載された障害者の雇用状況等の内容を確認するため、現地調査を実施することができる。

2 調査の結果、申請書に虚偽の内容等があった場合は、「障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体認定・登録審査会」に諮り認定又は登録を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

別表

物 品 等	役 務
<ul style="list-style-type: none">・紙製品・記念品、小物、雑貨・車椅子、福祉用具・ゴム印等・食品類・生活雑貨・垂れ幕・看板・花苗・縫製品等・木製家具等	<ul style="list-style-type: none">・クリーニング・リネンサプライ・情報処理サービス（HP作成等）・公園、建物の清掃・観葉植物リース・鍼、灸、マッサージ・イベント広告企画・除草・毛筆筆耕・車両運行管理・その他

特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

事業所名

代表者氏名

連絡先 (TEL)
(メールアドレス)

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

事業所種別	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <p>1 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社の事業所）</p> <p>2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）</p> <p>イ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数（以下「障害者数」という。）が5人以上であること。</p> <p>ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が20%以上であること。</p> <p>ハ 障害者数のうちに重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が30%以上であること。</p>
受注・可能業務の内容	

- 備考1 特例子会社の事業所にあつては、所管ハローワークの発行した特例認定通知書の写し及び所管のハローワークへ提出した受領印のある直近の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- 2 重度障害者多数雇用事業所にあつては、別紙の「重度障害者多数雇用事業所証明書」（所管ハローワークで証明書をもらうこと）を添付して提出してください。

別紙

岐阜県が実施する障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達制度の適用を受けるため、
年 月 1日現在*の雇用障害者数、障害者割合及び重度障害者等割合は、次のとおりであることを証明願います。

年 月 日

代表者氏名

公共職業安定所長 様

重度障害者多数雇用事業所証明書

*文書 番号	年 月 日 号
-----------	---------

(1) 事業所名		(2) 事業所の所在地			
(3) 代表者役職名及び氏名		(4) 事業年度		自) 年 月 日 至) 年 月 日	
(5) 雇用保険適用事業所番号	(6) 労働者数	(7) 短時間労働者数	(8) (6)のうち障害者数	(9) (7)のうち障害者である短時間労働者数	(10) 障害者数(短時間労働を含む) (8)+(9)×0.5
	人	人	人	人	人
(11) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の数					
(イ) 重度身体障害者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ハ) 知的障害者数	(ニ) 知的障害者である短時間労働者数	(ホ) 精神障害者数	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数
人	人	人	人	人	人
(12) 障害者雇用割合	$\frac{(8)+(9) \times 0.5}{(6)+(7) \times 0.5} \times 100$		(13) 重度障害者等割合	$\frac{(イ)+(ハ)+(ニ) \times 0.5 + (ホ) + (ヘ) \times 0.5}{(8)+(9) \times 0.5} \times 100$	
	%			%	

年 月 1日現在*の雇用障害者数、障害者割合及び重度障害者等割合は、上記のとおりであり、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第1条第1項第2号に規定する事業所であることを証明する。

年 月 日

公共職業安定所長

記載上の注意

※ 県へ提出する前月の初日とすること。

- (4) 欄は、個人については記入する必要がないこと。
- (6) 欄、(8) 欄、(11) 欄のうち(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)は、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働者)の数は含めないこと。
- (10) 欄「障害者数」は、5人以上であることを要する。
- (12) 欄には、(10) 欄「障害者数」を(6) 欄「労働者数」と(7) 欄「短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数で除し、100を乗じて得た数(小数点以下切捨て)を記入すること。なお、その割合が20%以上であることを要する。
- (13) 欄には、(11) 欄のうち「(イ) 重度身体障害者数」と「(ハ) 知的障害者数」と「(ニ) 知的障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数と「(ホ) 精神障害者」及び「(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数を(10) 欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数(小数点以下切捨て)

を記入すること。なお、その割合が30%以上であることを要する。

6 (6)欄から(9)欄まで及び(11)欄の記載事項については、その事実を証明するに足りる書類（労働者名簿、賃金台帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳等）を管轄公共職業安定所長に提出すること。

7 ※印は、公共職業安定所の記入欄であること。

在宅就業障害者登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

連絡先 (TEL)
(メールアドレス)

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

1 在宅就業を始めた年月日	
2 在宅就業を行う場所	※該当する番号に○をつけ、() 内にその施設の名称を記入してください。 1 自宅 2 就労移行支援事業所 () 3 その他 () ※上記の住所(所在地)を記入してください。
3 受注可能な物品及び役務の内容	

備考1 この届出書には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付してください。

2 本制度における在宅就業障害者には、企業等に雇用され在宅で勤務する障害者を含みません。

在宅就業支援団体登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

法人名

代表者名

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

① 担当者	(ア) 団体名	
	(イ) 所在地・郵便番号	〒 —
	(ウ) 部所・職・氏名	
	(エ) TEL・FAX	TEL FAX
	(オ) メールアドレス	
② 施設概要 団体概要	(カ) 職員数	
	(キ) 登録者数	
	(ク) 在宅就業支援団体登録(更新)年月日	
	(ケ) 在宅就業支援団体登録番号	
③ 登録物品 又は役務	物品・役務名(複数可)	

<添付資料>

- ・在宅就業支援団体登録(登録更新)通知書の写し
- ・登録物品・役務概要(パンフレット・写真等)

障害者雇用努力企業認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

会社名

代表者氏名

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第3条第2項に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを宣誓します。

① 担当者	(ア)本・支店名	
	(イ)所在地・郵便番号	〒 —
	(ウ)部署・職・氏名	
	(エ)TEL・FAX	TEL() — ・FAX() —
	(オ)メールアドレス	
② 会社概要	(カ)営業種目	
	(キ)資本額・出資総額	千円
	(ク)入札参加資格者番号	
③ 登録物品 又は役務	物品・役務名(複数可)	

<添付資料>

- (1)定款(個人事業主は除く。)
- (2)会社概要(パンフレット等)
- (3)登録物品・役務概要(パンフレット・写真等)
- (4)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
※手帳の写しの提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、ご本人の同意を得てください。
- (5)申請時に就業している場合…雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」(公共職業安定所において印字されたもの。)の写し
申請時に離職している場合…雇用保険被保険者資格喪失時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)」(公共職業安定所において印字されたもの。)の写し
- (6)県税の納税証明書(全ての県税に未納の徴収金がないことを証する書類)

④障害者雇用実績計算書

障害者雇用数 算定年月 (前年1月~12月)		A 常用雇用労働者数 + (短時間労働者 数×1/2) ※1	B Aの4%の数 〔A×4%〕 小数点以下の端数 については、下記 ※2による。	障害者の雇用状況				G 合計 (C×2+D+E+ 1/2F)
				常用		短時間		
				C 重度の身体・知的 障害者数	D C以外の身体・知 的・精神障害者数	E 重度の身体・知的 障害者数	F E以外の身体・知 的・精神障害者数	
年	1月							
	2月							
	3月							
	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							
合計								

<備考>

- **常用雇用労働者とは**…「雇用期間の定めがなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」。
 - **短時間労働者とは**…1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ20時間以上30時間未満である常用雇用労働者。
- ※1 除外率が適用される事業所においては枠内の上段に常用雇用労働者数+短時間労働者数×1/2を記載し、下段に除外率相当常用雇用者数を控除した数を記載してください。
- ※2 全常用雇用労働者数25人未満の企業または全常用雇用労働者数が43.5人以上49.5人以下の企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、端数を切り上げる。全常用雇用労働者数が25人以上43.5人未満の企業または全常用雇用労働者数が49.5人を超える企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- 重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれの1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされます。
 - 短時間労働者は、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされます。なお、身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち短時間労働者は、0.5人とみなします。

※本申請書及び添付資料の個人情報については、審査・認定業務等のために使用し、岐阜県個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。

母子・父子福祉団体登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

施設・団体名

代表者名

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体等からの物品等調達に関する取扱要領第3条第3項に基づき、次のとおり申請します。

① 担当者	(ア)施設・団体名			
	(イ)所在地・郵便番号		〒 —	
	(ウ)部署・職・氏名			
	(エ)TEL・FAX		TEL() — ・FAX() —	
② 施設概要 団体概要	(カ)入所定員数		(キ)入所者数	
	(ク)会員数			
③ 登録物品 又は役務	物品・役務名 (複数可)			

注) ②施設概要・団体概要欄については、施設の場合は(カ)・(キ)に、団体の場合は(ク)に必要事項を記入すること

<添付資料>

・登録物品・役務概要 (パンフレット・写真等)

障害者就労施設等登録申請
 障害者雇用努力企業認定申請
 母子・父子福祉団体登録申請

審査結果通知書

年 月 日

特例子会社

重度障害者多数雇用事業所

在宅就業障害者

代表者 様

在宅就業支援団体

障害者雇用努力企業

母子・父子福祉団体

岐阜県知事

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第5条に基づき、次のとおり審査結果を通知します。

審査結果	・認定(登録)します ・認定(登録)できません (認定(登録)できない理由)	
特例子会社名 重度障害者多数雇用事業所名 在宅就業障害者名 在宅就業支援団体名 障害者雇用努力企業名 母子・父子福祉団体名	名称	
	代表者役職氏名	
	所在地	
登録物品又は役務	物品・役務名	
登録期間	年 月 日 ~ 年3月31日	

特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体は、同封する「口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票」に必要事項を記入のうえ、下記まで送付願います。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁

岐阜県 商工労働部 労働雇用課

岐阜県 健康福祉部 子ども家庭課

登録内容変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

事業所名

代表者名

年 月 日付で（特例子会社・重度障害者多数雇用事業所登録申請書、在宅就業障害者登録申請書、在宅就業支援団体登録申請書、障害者雇用努力企業認定申請書、母子・父子福祉団体登録申請書）※を提出しましたが、下記のとおり変更がありましたので、障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する取扱要領第7条の規定により届け出します。

（※該当申請書に○を付けること。）

記

変更年月日		年 月 日
変更事項	変更前	
	変更後	

<添付資料>

- ・変更事項を確認できる書類（登記簿謄本の写し等）

年度 契約締結状況一覧表

No	契約(調達)の相手方	物品又は役務の名称	契約(調達)の相手方とした理由	金額(円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※契約(調達)の相手方とした理由: 随意契約の適用条項が記載されています。

- ①「第1号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当)
 - ・・・障害福祉サービス事業所等、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体、障害者雇用努力企業、母子・父子福祉団体
- ②「第2号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
 - ・・・障害福祉サービス事業所等のうち(社福)岐阜県社会福祉協議会(岐阜県セルフセンター)(物品、役務)、母子・父子福祉団体(物品)
- ③「第3号該当」(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
 - ・・・障害福祉サービス事業所等(物品、役務)、母子・父子福祉団体(役務)